

在宅医療地域ケア通信 在宅医療と介護の今

今号の主な内容

- 4年目を迎えた在宅医療・生活支援センター 1面～4面
- オンライン会議のメリット、課題を確認 — 西荻窓域在宅医療地域ケア会議 4面

■ 4年目を迎えた在宅医療・生活支援センター

区民の在宅療養生活をサポートし、また、複合的な生活課題に包括的な支援を行うべく、平成30年4月に開設された「在宅医療・生活支援センター」は今年度で4年目を迎えました。発足当時「在宅医療・介護連携推進係」「包括的支援担当」「地域ささえい連携推進担当」の3部門でしたが、「生活自立支援担当」を設け、より包括的な支援体制の充実に取り組んでいます。現在の業務内容や、新しい取組などについて、4月に着任した松田由美所長に聞きました。

——センター開設はウェルファーム杉並複合施設棟開設と同時でした

ウェルファーム杉並複合施設棟は「誰もが気軽に利用できる、福祉と暮らしのサポート拠点」として開設されました。くらしのサポートステーション、就労支援センター、消費者センター、成年後見センター、社会福祉協議会、福祉事務所などが連携し、区民の暮らしを支えています。在宅医療・生活支援センターもその一角を担っています。

● 在宅療養を支える

——在宅医療・介護連携推進係の業務は？

医療や介護が必要な方にとって安心して療養していただけるよう、在宅療養を支える関係者の連携強化、人材育成などに取り組んでいます。具体的には、在宅医療推進連絡協議会を開催し在宅医療体制の充実について検討するほか、医療と介護関係者の顔の見える関係づくりや課題の共有・解決に取り組むため、園域ごとに在宅医療地域ケア会議を開催しています。区民対象の講演会や、在宅医療・介護関係者に対する研修を実施するなど、在宅医療に関する普及・啓発も行っています。

また、在宅医療相談調整窓口（3ページ参照）を設置し、退院時やその後の在宅療養生活に関する相談、適切な医療や介護サービスにつなげる支援など、さまざまな相談を広範囲にお受けしています。在宅療養者が一時的な入院が必要となった場合には、後方支援病床への入院調整



松田所長と本紙を担当する在宅医療・介護連携推進係職員
※写真はすべて、撮影時のみマスクを外しています。

も行っています。

——最近の取組は？

昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、コロナ患者受入病床のひっ迫による医療崩壊を防ぐため、コロナ治癒後の患者の転院支援（2ページ参照）に取り組みました。

● 複合的な課題の解決に向けて

——包括的支援係の業務は？

支援を必要としている方（世帯）の抱える課題はますます複雑化・複合化しており、支援者が対応に苦慮する高度困難ケースが増加しています。そのため、各支援関係機関からの相談を受け、複合的な課題を整理し、分野を越えた支援体制を再構築していく後方支援を行っています。具体

的には、支援会議を開催することにより、精神科医や弁護士等の専門支援員の助言を受けながら、複数の関係機関と支援方法を調整・検討しケースごとに対応を図っています。また、研修会や講演会を通じ、支援の質の向上や人材育成にも取り組んでいます。

——最近の取組は？

今年度からは、高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援が所掌として加わり、虐待通報の受理から対応まで行っています（4ページ参照）。

● 支え支えられる地域を目指して

——地域ささえい連携推進担当の業務は？

地域における生活課題を住民が把握し、解決に向けたアクションを起こせるよう、住民主体の支え合いの仕組みづくりに取り組んでいます。福祉の専門職「地域福祉コーディネーター」を地域に配置し、誰もが身近な地域で困りごとを相談できる体制をつくり、住民や相談機関と共に解決に向け考えていくネットワークづくりを目指しています。また、地域の住民が共に支え合う社会を目指す地域共生社会への理解を広げるため、啓発活動も行っています。

——最近の取組は？

現在、モデル地区として西荻地区で取り組んでいますが、この実施状況を見ながら、今後の展開を考えていきます。

● 暮らしに困った方を支える

——生活自立支援担当の業務は？

就労や心身の状況、地域社会との関係性等さまざまな事情により経済的に困窮している方を支えるために、その方の状態・状況に応じた包括的な支援を行います。ウェル

ファーム杉並複合施設棟の1階に生活自立支援のための総合窓口「くらしのサポートステーション」を設置し、社会福祉協議会に事業を委託しています。長期化するコロナ禍の影響により、昨年度の「くらしのサポートステーション」の相談件数は急増しました。特に、離職等により家賃の支払いが困難となった世帯に給付する住居確保給付金の申請件数は、令和元年度の90倍近い件数となりました。

——その他の取組は？

就労支援センター等と連携した就労準備支援、債務の返済等で家計が不安定な方を対象とした家計改善支援、経済的な事情等により学習環境が不足している子どもを対象とした学習・生活支援などの取組を行っています。

——新所長の抱負を

私が在宅医療の重要性を痛感したのは、介護保険制度が始まる少し前に、がん末期の高齢の父を看取った時でした。自宅で最期を迎えるという本人の願いにより、主治医や看護師に支えられ、家族で介護にあたりました。あれから二十数年が経ち、社会も制度も大きく変わりましたが、在宅療養者が安心して地域で過ごせるようサポートしてまいります。



就任した松田由美所長

新型コロナウイルス感染症病床確保のための転院支援事業

新型コロナウイルス感染症の治療のため入院している患者の中には、感染症に係る治療が終了し、国が定める退院基準を満たしているものの、基礎疾患があることや、治療終了後もリハビリが必要とされる状態にあることから、引き続き入院治療が必要な方が含まれており、コロナ病床がひっ迫する一因となっています。

令和2年度には、コロナ病床のひっ迫を受け、そのような方の受け入れに協力してくださる区内病院と区が協定を締結し、コロナ病床からの転院を促進とともに、必要な財政的支援を行うことで、コロナ病床

の確保と、コロナ患者入院受入れ病院の負担軽減を図る「転院支援事業」を実施しました。

この「転院支援事業」は、令和3年3月31日限りで終了しましたが、東京都内において、感染力の強い変異株による感染の割合が急増し、コロナ病床のひっ迫が再度懸念されたことから、区内10病院と再度協定を締結し、令和3年5月に事業を再開しました。

コロナ病床の不足は、区民の生命と健康を脅かす深刻な事態で、何としても回避しなければなりません。

区は今後も、協定病院と連携しながら、コロナ病床確保に取り組んでいきます。

在宅医療相談調整窓口

在宅医療相談調整窓口は、在宅医療をサポートし、区民の在宅療養を支えるために設置されました。在宅療養者やそのご家族に直接の相談先として活用していただくほか、在宅医療に携わる医療・介護・福祉の関係者からのさまざまな相談に対応しています。相談は電話、対面のどちらでも構いません。相談員は、保健師とケアマネジャーの専門職2人です。

具体的に、どのような相談ができるのか、また、コロナ禍での利用者の傾向などを相談員に聞きました。

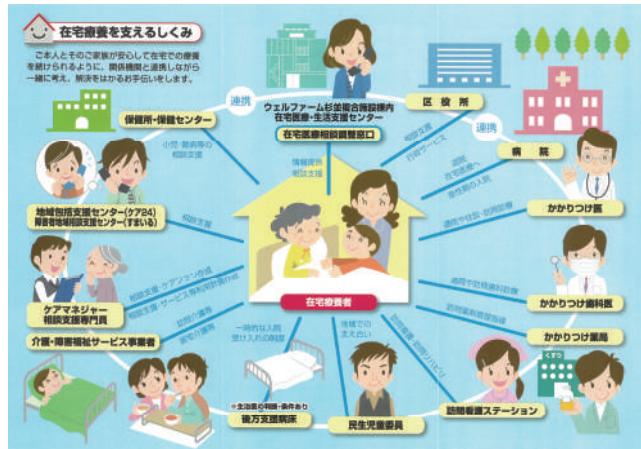
●相談機関の“はざまの問題”に応える

——どんな相談が多いか?

たとえば、病院からの退院後、継続的医療のために訪問診療可能な医師を紹介してほしい。医療処置（吸引・胃ろう・在宅酸素など）を受けながら自宅療養するのは大丈夫だろうか。自宅で看取りたいが、力になってくれる医師はいるのか、などさまざまです。少しでも疑問や不安に感じることがあれば、どんなことでもご相談ください。

——専門性の高い相談も可能か？

歯科や眼科、耳鼻科などが関係する相談も伺っています。必要に応じて各専門の医療機関等へつなぎます。また、関係機関の“はざま”にある問題に対応することも、私たちの大変な仕事と考えています。



たとえば、こんな話を聞きました。食道がんで入院した方が、急にそれまで味わったことのない死への恐怖に襲われ、その気持ちを誰かに聞いてもらいたかったのですが、誰に相談したらいいか分からなくて困ったそうです。当窓口では、そうした話にも耳を傾け、場合によっては他の相談先の情報もお伝えしています。当窓口のことを後に知ったその方のご家族は「知っていたら、真っ先に利用したのに!」と残念がられたといいます。

——心がけていることは？

ねぎらいの気持ちを忘れずに、相談者に寄り添う姿勢を中心がけています。相談後の様子にも気配りして、アフターフォローを状況に応じて行っています。匿名の相談でも遠慮なくご利用ください。

●コロナで増える在宅療養

——コロナ禍で相談の変化は?

昨年度は、医療施設へ行きたいがコロナ感染が心配、という声をよく聞きました。オンライン診療のできる医療機関についての問い合わせもありました。感染防止のため入院・入所中の家族と面会できなかつたり、最期に立ち会えなかつたりするケースが増えてきたことから、病院への入院や施設入所を控える傾向が見られます。入院入所を控えた方が、積極的にかかりつけ医を見つけることで、在宅療養が身近な選択肢となっていきます。私たちも、そうしたコロナ禍・コロナ後のニーズに応えていきたいと思っています。



電話相談を受ける相談員

在宅医療をサポートするため、相談員が区民の皆様や医療・介護・福祉の関係者の皆様からの在宅医療に関するさまざまな相談をお受けします。

杉並区在宅医療・生活支援センター

- 電 話 : 03-3391-1380 (直通)
 - 受付時間等 : 月~金曜日 (祝日・年末年始を除く)
午前8時30分~午後5時

在宅医療
相談調整
窓口

高齢者の虐待に関する通報・届出の窓口が在宅医療・生活支援センターに移りました

令和3年4月、高齢者虐待の通報・届出の窓口が、高齢者在宅支援課から在宅医療・生活支援センターに移りました。虐待疑いに係る相談等を受ける窓口である地域包括支援センター（ケア24）と連携し、対応しています。

「虐待」は、たたく、つねる、ける等の暴力行為だけでなく、怒鳴る、無視する、必要な世話をしない、年金や賃金（生活費）を渡さない、勝手に預貯金を使うなどの行為も含まれます。「虐待」は、重大な人権侵害であり、深刻化する性質があります。

「虐待かもしれない」「なんだか心配、気になる」と思ったら、早めにご連絡ください。

高齢者虐待110番（高齢者の虐待に関する通報・届出の窓口）

杉並区在宅医療・生活支援センター 包括的支援係

●通報・届出専用電話：03-5335-7306（直通）

●受付時間等：月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時

※障害者の虐待については、以下にご連絡ください。

杉並区基幹相談支援センター 03-5335-7345（直通）

[受付時間等は高齢者虐待110番と同じ]

■ オンライン会議のメリット、課題を確認 —西荻圏域在宅医療地域ケア会議

西荻圏域の地域ケア会議が3月18日、「コロナ禍におけるエピソード、情報を共有し、明日からの生活・仕事に生かしていく!」をテーマにオンライン（Webex）で開かれました。荻窪圏域でも昨年、オンラインと対面の併用で開催しましたが、オンライン単独の開催はこれが初めてで、65名の参加がありました。

会議はリーダー医師や企画運営委員らがWi-Fi環境の整った杉並区医師会館に参集、参加者はそれぞれの職場などからオンラインで参加しました。冒頭、リーダー医師の山口優美氏が講話をし、「私たちは実際に会えなくても、患者

さんやご家族の想いをつなげるために、バイタルリンク（多職種連携情報共有システム）などを用いてオンラインできめ細やかに気持ちを共有し、いざとなったらチームワークで力を発揮できる基盤を作つておかなければなりません」と訴えました。参加者は10グループに分かれ、情報共有ツールの活用などについて意見・情報交換を行いました。

その結果、「移動時間のないオンライン開催のためか、医師の参加（リーダー医師を除く）が7名と、以前の対面方式より多かった」「対面で集まりにくい中、オンラインで多職種とコロナ禍における体験や課題と感じた事柄を共有できた」「コロナで退院前カンファレンスが調整しづらかったが、画像を共有できればオンラインでも可能と感じた」など、オンライン活用のメリットが確認されました。

その一方で、「オンライン会議中、音声が途切れる場面があった」「より円滑なオンライン開催には運営メンバーのスキルの向上やスキルがある人の支援が必要」「オンラインツールには機能の制約もあり、今後の開催ではアクセスの簡便化、運営の効率化、効果的な情報共有等の検討が必要」などの課題も抽出されました。オンラインによる開催や情報共有の利点・課題が分かり、次につながる試みとなりました。

★次号は令和3年11月発行予定です。



オンライン会議進行役の皆さん